

大阪府勤労者山岳連盟遭難救助資金規約

私達は「安く、安全に、楽しく」のスローガンのもとに科学的なトレーニングを行ない、技術を身につけ遭難をおこさないよう最大限の注意を払って慎重に行動することを基本とし、遭難を防止することが何よりも大切だと考えていますが、山行中遭難の危険性が自分の周囲にあることを常に忘れてはなりません。そして万一不幸にして遭難が生じた場合には、すみやかに救助隊を現地に派遣し適切な救助、救出作業をすすめなければなりません。

そのような事態に対する対策を日頃からたてておくことは私達の最も基本的で重要な問題の一つなのです。その遭難対策の重要な柱としてここに遭難救助資金を設立します。

この資金の目的は救助隊の行動を財政的に支援し救助活動が円滑に確実にすすめられるようにするものであります。又、並行して全国連盟遭難基金にも加入し、準備を怠らないことは私達に課せられた義務ともいえるでしょう。

この資金は会員の団結と相互扶助の精神に基づいて運用されるものであり、これによって会員のより積極的な活動が支持され、労山の活動全体が一層積極的かつ確実に前進するようになるものと確信します。

第1条 この資金は、大阪府勤労者山岳連盟(以下、大阪労山)と加盟山岳会の遭難救助活動並びに大阪労山救助隊の装備購入、および大阪労山の遭難対策活動の資金として使用するものです。

第2条 本規約を適用する遭難の発生とは、遭難が明らかである場合は勿論、下山予定日を48時間過ぎても下山しなかった場合に家族や大阪労山加盟山岳会が警察または連盟に捜索救助依頼、遭難報告をした場合とします。

第3条 この資金の財源は全会員からの義務的加入金(1人1年間120円)でまかない、原則として年度はじめに納入します。

第4条 遭難救助活動資金使用資格の対象は大阪労山加盟山岳会とし、この資金の払込みと連盟費の納入が滞りなくされていることが必要です。

2. この資金は貸付方式とし、貸付はその時の積立総資金の1/2を限度とします。

返済は6ヶ月以内とします。

第5条 この資金の管理は事務局会計が行ないます。

第6条 この資金の監査は連盟監事が行ない、収支決算は総会において報告し、承認されなければなりません。

第7条 この規約に定められていない問題に対しては、この規約の精神に基づき、常任理事会で処理することができます。

第8条 この規約の改廃は理事会で行ないます。

付則 第3条の「義務的加入金」は当面、徴収しないものとします。

制 定 昭和44年 7月13日

改 正 昭和51年12月15日

改 正 昭和53年 3月13日

改 正 平成18年2月23日

改 正 令和3年(2021年)10月28日